(別紙1) 番号法第19条	第8号別表第2に定める事務			
項番及び 情報照会者	事務	情報提供者	※実際の 情報提供者	特定個人情報
二 全国健康保険協会	関する事務であって主務省令で定める もの	は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
三 健康保険組合	関する事務であって主務省令で定める もの	は共済組合等		年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
四 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船 員保険に関する事務であって主務省 令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
六 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成 十九年法律第三十号附則第三十九条 の規定によりなお従前の例によるもの とされた平成十九年法律第三十号第 四条の規定による改正前の船員保険 法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
十六 都道府県知事又は市 町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で 定めるもの
二十五 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構、 共済組合等又は農 林漁業団体職員共 済組合	市町村長	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
二十六 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構、 共済組合等又は農 林漁業団体職員共 済組合	市町村長	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
二十七 市町村長		厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
三十 社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対し て無利子又は低利で資金を融通する 事業の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等		年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
三十二 厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法による 障害年金、遺族年金又は遺族給与金 の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構、 共済組合等又は農 林漁業団体職員共 済組合		年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
三十四 日本私立学校振興· 共済事業団	付又は年金である給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等		年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
三十五 厚生労働大臣又は 共済組合等	険給付又は一時金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	·	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
三十九 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの

四十 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法又は国家公務	<b>原</b> 上	古町廿馬	年金給付関係情報であって主務省令
連合会	員共済組合法の長期給付に関する施 行法による年金である給付の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	は日本年金機構又 は共済組合等		で定めるもの
四十五 市町村長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
五十一 国民年金基金	国民年金法による年金である給付又 は一時金の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
五十二 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又 は一時金の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
五十八 地方公務員共済組 合	地方公務員等共済組合法による短期 給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
五十九 地方公務員共済組 合又は全国市町村職員共済 組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公 務員等共済組合法の長期給付等に関 する施行法による年金である給付の支 給に関する事務であって主務省令で定 めるもの		市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
六十二 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
六十六 厚生労働大臣又は 都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による特別児童扶養手当の支給 に関する事務であって主務省令で定め るもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
六十八 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による障害児福祉手当の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
七十三 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
七十五 市町村長	児童手当法による児童手当又は特例 給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
七十六 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給 に関する事務であって主務省令で定め るもの	厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
八十一 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるも の	は日本年金機構又	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
八十二 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律に よる保険料の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの		市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
八十六 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律による一時金の支給又は保険 料の納付に関する事務であって主務 省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	国民年金法による年金である給付の 支給に関する情報であって主務省令 で定めるもの

	I		· ·	
八十七 都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	は日本年金機構、 共済組合等又は農 林漁業団体職員共 済組合		年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
則第四十八条第一項に規定 する指定基金		厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
九十四 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で定 めるもの		市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
法第二十九条第一項に規定	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
九十九 確定拠出年金法第 三条第三項第一号に規定す る事業主	確定拠出年金法による企業型年金の 給付又は脱退一時金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
百 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金の 給付又は脱退一時金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの
百二 農林漁業団体職員共 済組合		厚生労働大臣若しく は日本年金機構又 は共済組合等	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
年金基金	法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	は日本年金機構、 共済組合等又は農 林漁業団体職員共 済組合		年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で 定めるもの
一号に規定する存続厚生年 金基金	五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	日本年金機構		年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
百二十 平成二十五年法律 第六十三号附則第三条第十 三号に規定する存続連合会 又は企業年金連合会	平成二十五年法律第六十三号による 年金である給付又は一時金の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	市町村長	年金給付関係情報であって主務省令 で定めるもの